

財務諸表監査における不正への対応と職業的懷疑心

掛 谷 純 子

The Importance of Auditors' Professional Skepticism in order
to Recognize Fraud

Junko KAKEYA

【要旨】

近年、上場企業等による不正が相次いでいる。企業による不正が発生するたびに、財務諸表監査のあり方について問い合わせられてきた。不正は、企業の内部統制によって防止・発見されるが、限界もある。不正は直接的ないし間接的に虚偽表示につながる可能性があり、財務諸表監査においては重要な虚偽表示を看過しないことが求められていることから、監査人はそのような不正を発見する必要があるといえる。

不正に対しては、アメリカにおいてさまざまな検討、取組みが行われ、1990年代後半以降、不正検索型監査手続が標榜されるようになったことは、国際監査基準（International Standards on Auditing : ISA）に対しても大きな影響を及ぼし、わが国の監査基準委員会報告書にも影響を及ぼしている。

さらに、近年相次いでいる企業不正への対応を検討すべく、企業会計審議会監査部会は、2012年5月から監査基準の改訂を含む監査上の対応の検討を開始した。そのようななか、職業的懷疑心の重要性が再認識されているが、職業的懷疑心を發揮し、監査人が不正に対応していくためには取締役や監査役等との連携が重要である。

I. はじめに

近年、上場企業等による不正が相次いでいる。企業による不正が発生するたびに、財務諸表監査のあり方について問い合わせられてきた。これに対応すべく、企業会計審議会監査部会は、2012年5月から監査基準の改訂を含む監査上の対応の検討を開始し、2012年9月に「不正に対応した監査の基準の考え方（案）」を、同年12月に「不正リスク対応基準」（仮称）の公開草案を公表した。その一方で、財務諸表監査の目的は、財務諸表の信頼性を保証することであり、不正の発見は第一義的な目的ではないと言われることも多い。そこで、不正に対して財務諸表監査はどのように対応すべきか、国際的な動向も踏まえながら検討していきたい。

II. 不正とは

広辞苑（第六版）によれば、不正とは「ただしくないこと、正義でないこと、よこしまなこと」とされている。このように、一般的な用語としての不正は様々な意味をもつ広範囲な概念であるが、本稿においては、財務諸表監査との関連という観点から、企業において問題となる不正について取り上げる。

これについて鳥羽は、社会通念上の不正の態様を、その行為実行者と不正の目的との関係を以下のように分類している¹。たとえばI・IIに分類されるものとして、業績の偽装表示を内容とするような粉飾決算が挙げられる²。また、III・IVに分類される不正として経営者、従業員による会社財産の横領・流用がある。

図表1 不正の型

		不正の目的	
		会社利益の追求	個人利益の追求
行為実行者	経営者 (取締役・執行役)	I	III
	従業員	II	IV

（出所：鳥羽至英『財務諸表監査－制度と理論（基礎編）』、国元書房、2009年、61頁）

I、IIの代表例である粉飾決算は財務諸表の虚偽表示そのものである。一方、III、IVの代表例である会社財産の横領・流用は直接財務諸表の虚偽表示に結びつくわけではないものの、かかる不正を隠ぺいするための手段として会計操作が行われた結果、財務諸表の虚偽表示につながる可能性がある³。

このように、不正は直接的ないし間接的に虚偽表示につながる可能性があり、財務諸表監査においては重要な虚偽表示を看過しないことが求められていることから、監査人はそのような不正を発見する必要があるといえる。

これについては、鳥羽も、「財務諸表監査のもとで監査人が発見すべき不正は、財務諸表の重要な虚偽表示である。財務諸表の重要な虚偽表示は、それが誰によって引き起こされたものであれ、また、いかなる目的でなされたものであれ、監査人がそれを看過し、その結果虚偽証明に至った場合には、監査人は責任を負わなければならない」⁴、「『現代の財務諸表監査は不正・誤謬の発見を第一義的な目的とするものではない』と説明されることが多い。しかし、財務諸表の重要な虚偽表示をもたらす不正や誤謬の発見は、財務諸表監査の成否・存在意義にかかっており、財務諸表監査の目的そのものであると理解しなければならない」⁵とし、財務諸表監査における不正の発見についての重要性を指摘している。

昨今問題となっている不正は重要な虚偽表示につながっているものが多く、財務諸表監査においてどのような対応が必要となるのかについて検討を加えたい。

III. 不正発見の困難さ

不正については、米国の犯罪学者であるD. R. クレッシー（1919-1987）が実際の犯罪者を調査して導き出した「不正のトライアングル」理論が広く知られている。この「不正のトライアングル」理論では、不正は、①機会、②動機、③正当化という3つの要素が揃った時に発生すると考えられている⁶。すなわち、この理論によれば、3つの要素が揃わない限り不正は発生しないこととなるが、不正を発生させないための仕組みの一つに内部統制という概念がある⁷。

アメリカでは、1980年代のバブル経済の破綻を通じて、さまざまな企業不祥事が明るみになり、内部統制に関心が集まることとなった。そのようななか、トレッドウェイ委員会組織委員会（Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission : COSO）が内部統制に関する総合的な研究に着手し、いわゆるCOSO報告書が公表されるに至った。そのなかで、内部統制は次のように定義されている⁸。

内部統制は、以下の範疇に分けられる目的の達成に関して合理的な保証を提供することを意図した、事業体の取締役会、経営者およびその他の人々によって遂行されるプロセスである。

- 業務の有効性と効率性
- 財務報告の信頼性
- 法規の遵守

この定義にもあるように、内部統制には3つの目的があると識別されているが、これ以外に「資産の保全」が各目的のなかに黙示的に関係づけられているといわれる⁹。すなわち、企業における不正（不正な財務報告及び資産の流用）は、内部統制の仕組みによってある程度防止・発見されることとなるが、その一方でCOSOは次のような内部統制の限界を指摘している¹⁰。

- ① 経営者の経営判断や会計判断の誤り、あるいは経営者不正を防止・発見する機能には、限界がある。
- ② 共謀による不正を防止・発見する機能には、限界がある。
- ③ 例外的な取引（非日常的な取引）に対しては、正常に機能しない場合がある。
- ④ 環境の変化に対して弾力的に機能しない場合がある。
- ⑤ 従業員の誤解・不注意・油断・妥協により、一時的に無視される場合がある。

昨今問題となっている企業の不正は、経営者主導で行われているものが多い。このような経営者主導の不正については、上述した内部統制の限界に該当し、内部統制によっても防止・発見されにくい。もしくは、経営者が主導となって組織ぐるみで不正が行われることから、内部統制自体が機能しない可能性もある。このような不正は、根拠資料などの意図的な改ざんが行われることも多い。さらに、取引先などの外部の協力者をも巻き込んでいるような場合には、取引そのものが作り上げられてしまうことから、本来外部証拠¹¹として証拠力の強い資料もつじつまがあつており、不正を看過してしまう可能性がある。そのようななか、財務諸表監査において、重要な

虚偽表示につながる不正をどのように発見するかが問題となる。

IV. アメリカにおける取組みとわが国への影響

不正に対して財務諸表監査がどのような対応をすべきか、アメリカにおいては古くから様々な検討が行われてきた。そこで、アメリカにおいてどのような取組みが行われてきたかを見ていいくこととする。

1960年代後半、アメリカにおいては粉飾決算に関して監査人が訴訟に巻き込まれるようになり、さらに1970年代に入り、監査人に対する訴訟は一段と増加した¹²。そのようななか、1974年にアメリカ公認会計士協会（AICPA：American Institute of Certified Public Accountants）は「監査人の責任委員会」（The Commission on Auditors' Responsibilities：通称「コーベン委員会」）を設置し、膨大な調査や議論を経て、1978年に最終報告書を提出した。コーベン委員会が公表した報告書（以下、コーベン委員会報告書とする）は、不正の発見に対する監査人の責任について次のように述べている¹³。

財務諸表監査において、監査人は、不正の防止を目的とした統制やその他の手段が十分であるかどうかに関心を払うとともに、不正を調査する義務を負い、また、職業専門家としての技量と注意を働かせれば通常発見できるであろう不正については当然発見するもの、と期待されている。

ここにいう監査人の責任には、発見された重要な不正の性質とそれが及ぼす影響が財務諸表上において明らかにされ、かつ、それについて十分な説明がなされているか否かを確かめる責任も含まれる。といっても、それは監査人の責任を一般的に述べたものにすぎない。それゆえ、かかる記述だけでは監査人に対して十分な指針を提供することにはならないし、また、外部の者が監査人の業務を判断する際の基準としても十分ではない。職業専門家としての技量と注意の適切な行使に関する具体的な指針が必要である。

さらに、コーベン委員会報告書は、職業専門家としての技量と注意の適切な行使に関して次のように述べている¹⁴。

職業専門家としての技量と注意を行使するには、健全な懷疑心—経営者の行った重要な陳述については、まずそのすべてを疑ってかかり、その妥当性を確かめようとする心構えーがなければならない。監査人は、経営者の誠実性と正直さについては、虚心坦懐な態度で監査に臨むべきである。監査人は、経営者が不誠実であるとの前提をおくべきではないし、また反対に、経営者の誠実性と正直さを当然のことと考えるべきでもない。監査人が取引およびその結果である財務諸表上の金額について妥当性を確かめた結果、もしくはその他の証拠によって経営者の誠実性や正直さについて疑問をもつようになることもある。

このように、コーベン委員会報告書は、監査人は経営者の陳述を鵜呑みにしてはならないこと、

また、経営者の誠実性（不誠実）については、中立的な姿勢を維持することを求めている¹⁵。

なお、コーベン委員会報告書が公表される1年前の1977年に、アメリカ公認会計士協会（AICPA：American Institute of Certified Public Accountants）はSAS16号を発表したが、そのなかで、通常の財務諸表監査において財務諸表に重要な影響を及ぼす誤謬または不正を調査するために、職業専門家としての懐疑心をもって監査を計画しつつ実施することは独立監査人の責任である、と、この点についてはコーベン委員会報告書の勧告をほぼ受け入れた内容になっている。しかし、経営者は誠実であることを前提とした点はコーベン委員会報告書とは異なっている¹⁶。

その後、1980年代になり、監査人に対する訴訟はさらに増大した。そのようななか、1985年にAICPA、アメリカ会計学会、財務担当経営者協会、内部監査人協会および全米会計人協会が発起人となり、不正な財務報告全米委員会（トレッドウェイ委員会）が設置され、1987年10月に報告書「不正な財務報告－結論と勧告」が公表された。報告書には、「公開企業は、財務諸表に対して、第一次的で最終的な責任を負っている。不正な財務報告を減少させることのできるもっとも大きな可能性は、企業側にある」¹⁷と、財務諸表に対する第一次的責任は経営者にあるとしたうえで、不正な財務報告の発見に対する公認会計士の役割を重視し、監査基準の設定などさまざまな項目について勧告を行っている。そのなかに、経営者の誠実性に関する以下の記述がある¹⁸。

現在の監査基準書では、〔中略〕監査の結果、経営者の誠実性を否定する根拠が明らかにされないかぎり、監査人は経営者の誠実性を過程することが許されている。しかし、大部分の不正な財務報告に最高経営者が関与していたことが明らかになったことを考えれば、監査人は、経営者の誠実性を当然のこととして監査の前提におくのではなく、職業専門家としての懐疑心を働かせ、経営者が誠実であるかどうかを確かめるべきである。

すなわち、コーベン委員会報告書と同様、経営者の誠実性を前提とすべきではなく、職業専門家としての懐疑心をもって経営者の誠実性を判断するよう勧告を行ったのである¹⁹。

それを受けSAS53号は「職業専門家としての懐疑心」という小見出しを新たに設定し、「監査人は、経営者は不誠実であるということも、また疑問の余地のないほど誠実であるということも前提としてはならない」とするとともに、職業専門家としての懐疑心をもって監査することの事例を監査計画の段階と監査の実施段階において示した²⁰。その後のSAS82号（1997年）では、「職業専門家としての懐疑心とは、疑問に思う心を持ちかつ監査証拠を批判的に評価する姿勢のことである」と初めて定義し、職業専門家としての正当な注意の基準の中核に位置づけた²¹。

しかし、その後も経営者による不正な財務報告が後を絶たず、アメリカ公認会計士協会・公共監視審査会（POB：Public Oversight Board）は、1998年に「監査の有効性に関する専門委員会」（Panel on Audit Effectiveness）を指名し、2000年に最終報告書を公表した。そのなかに次のような記述がある²²。

職業専門家としての正当な注意に関する一般基準は、疑いを持つ精神と監査証拠の批判的な評価を含む態度を持つことを意味する、職業専門家としての懐疑心行使することを監査人に

求めている。その基準は、「監査人は、経営者が不誠実であるとも、また疑う余地のない程誠実であるとも想定してはならない」と述べている。これは、通常、法律によって権限を与えられて不正検査の監査人や調査官によって通常なされる想定とは異なる。たとえば、不正検査の監査人は、通常反証がない限り不誠実を想定する。

このように、財務諸表監査において求められる職業的懐疑心は、刑事検査（forensic investigation）に従事する警察官や不正検査（forensic auditing）に従事する監査人に求められる職業的懐疑心とは異なることを指摘したうえで、不正に対する対応として次のような勧告を行っている²³。

「不正検査型実務の局面」を導入すること。伝統的な監査の計画設定、期中監査、期末監査および監査のレビューの局面と異なることなく、この新しい不正検査型の局面は、それがどのように、いつ実施されるべきかに注意深く配慮しながら、監査の不可欠の部分としなければならない。不正検査型実務の局面は、GAAS監査を「不正監査」に変えることを意味しているのではない。むしろ、不正検査型の局面としてのGAAS監査の特徴は、監査人の懐疑心の程度における態度の変化を伝えようとするものである。さらに、局面という用語の使用は、当該作業が監査全体を通じて統合され得ないということを意味するのではない。

この局面の中では、監査人は、何もなければ中立的であるとする職業的専門家としての懐疑心の概念を修正し、共謀、内部統制の無効化および文書の偽造を含む、さまざまなレベルでの経営管理者の不誠実の可能性を想定しなければならない。監査人がすべき重要な質問は、「経営者が財務諸表上の不正を犯したいとするならば、不正が起きやすい事業単位はどこか」ということである。

このように、「監査の有効性に関する専門委員会」が、不正検査型実務の局面を一般に認められた監査基準に基づく財務諸表監査に導入することを提案したのは、監査人の懐疑心を持つ姿勢を強化しようとしたからである²⁴。そして、それに対応してSAS99号（2002年）は、職業専門家としての懐疑心とは、不正による重要な虚偽表示が行われている可能性を認識して監査契約に臨むこと、入手した情報や証拠は不正による重要な虚偽表示が発生したことを示唆しているのではないかと継続して疑いをもつこと、証拠を収集しつつ評価するにあたっては経営者は誠実であるという信念ゆえに説得力の高い証拠に至らぬ証拠には満足すべきではないこと、と具体的に説明した。そして、監査人が職業専門家としての懐疑心を持ってとるべき監査手続を例示した²⁵。

このように、1990年代の後半以降、アメリカにおいて監査の有効性が強調され、不正検査型監査手続が標榜されるようになったことは、国際監査基準（International Standards on Auditing : ISA）に対しても大きな影響を及ぼし²⁶、国際監査・保証基準審議会（International Auditing and Assurance Standards Board : IAASB）によって公表された2004年版ISA240は、不正検査型監査手続を含むものとなっている。

日本公認会計士協会では、2006年10月に、2004年版ISA240の翻訳をベースとして一部修正を図った監査基準委員会報告書第35号「財務諸表の監査における不正への対応」を公表した²⁷。す

なわち、わが国においても不正検索型監査手続が導入されたといえる。

V. わが国の監査基準と職業的懐疑心

IVで見てきたように、財務諸表監査における不正への対応として、監査人の職業的懐疑心に関するさまざまな議論が行われてきた。わが国の監査基準には「監査人は、職業的専門家としての正当な注意を払い、懐疑心を保持して監査を行わなければならない」²⁸とある。そもそもわが国の監査基準に職業的懐疑心に関する文言が導入されたのは、2002年の改訂時においてであり、企業会計審議会が公表した『監査基準の改訂について』では、次のように述べられている²⁹。

監査人としての責任の遂行の基本は、職業的専門家としての正当な注意を払うことにある。その中で、監査という業務の性格上、監査計画の策定から、その実施、監査証拠の評価、意見の形成に至るまで、財務諸表に重要な虚偽の表示が存在する虞に常に注意を払うことを求めるとの観点から、職業的懐疑心を保持すべきことを特に強調した。

このように、職業的懐疑心は正当な注意の行使を支えるための監査人の精神的態度であると理解されるが、職業的懐疑心を具体的にどのように発揮するかという明確な指針があるわけではない³⁰。

その後、国際監査基準のクラリティ・プロジェクトによる改正に伴い、監査基準委員会報告書が新起草方針に基づく改正版として公表された。そのなかで職業的懐疑心について、次のように定義されている³¹。

職業的専門家としての懐疑心（職業的懐疑心）とは、誤謬又は不正による虚偽表示の可能性を示す状態に常に注意し、監査証拠を鵜呑みにせず、批判的に評価する姿勢をいう。

その他、現在の監査基準委員会報告書には、不正と職業的懐疑心に関してさまざまな規定が設けられている³²が、IVで見てきたように、「監査の有効性に関する専門委員会」が、不正検査型の実務の局面のなかでは中立的な職業的懐疑心を修正すべきとするなど、近年、欧米では「仮定の疑義」に基づいて監査を実施するべきだとする立場が主張されている³³。わが国においても、監査基準委員会報告書240は「監査人は、不正による重要な虚偽表示リスクを識別し評価する際、収益認識には不正リスクがあるという推定に基づき、どのような種類の収益、取引形態又はアサーションに関連して不正リスクが発生するかを判断しなければならない」³⁴とし、特定の虚偽表示リスクの高い項目について、不正検査型の監査手続ないし仮定の疑義に基づく監査アプローチが規定されている³⁵。

また、2012年12月に公表された「監査における不正リスク対応基準（仮称）の設定及び監査基準の改訂について（公開草案）」においても、「監査人は、不正リスクに対応するためには、誤謬による重要な虚偽表示のリスクに比し、より注意深く、批判的な姿勢で臨むことが必要であり、監査人としての職業的懐疑心が特に重要であると考えられる」³⁶とし、不正リスクの評価、評価

した不正リスクに対応する監査手続の実施及び監査証拠の評価の各段階において、職業的懐疑心を発揮することを求めている。

しかし、その一方で「本基準における職業的懐疑心の考え方は、これまでの監査基準で採られている、経営者が誠実であるとも不誠実であるとも想定してはならないという中立的な観点を変更するものではない」³⁷としており、あくまでも経営者の誠実性については中立的な立場をとるとの認識を示している。経営者の誠実性についてどのような立場をとるかについては議論のあるところではあるが、職業的懐疑心の発揮について鳥羽は以下のように述べている³⁸。

財務諸表や会計帳簿等のどこかに虚偽表示、矛盾、あるいは異常事項が隠されていないかどうか、経営者の陳述や業務担当者の説明に矛盾や偽りがないかどうか、そのにおいを嗅ぐことであり、これこそが懐疑心の発揮に他ならない。会計連続通牒において問題とされた監査の失敗の多くは、監査人がさまざまな理由によって十分ににおいを嗅ぐことをせず、経営者の陳述を鵜呑みにしたり、追加的な監査手続を実施しなかったことから生じている。

確かに、実際に発生している不正事例においても、経営者の陳述を鵜呑みにし、重要な虚偽表示を発見できなかったようなものもあり、財務諸表監査にあたり職業的懐疑心を発揮することは非常に重要である。しかし、何かおかしいと嗅覚で感じ取ったとしても、外部に協力者が存在するなど、巧妙に隠蔽や改ざんが行われた場合、追加的な監査手続を実施したとしてもそれを不正と断定できるのか疑問がある。そこで、企業の取締役や監査役等と連携しながら不正が発見できるような体制が必要になるであろう。

VII. おわりに

相次いで発覚した上場企業等の不正を受け、企業会計審議会監査部会は、2012年5月から監査基準の改訂を含む監査上の対応の検討を開始した。そして、2012年9月に「不正に対応した監査の基準の考え方（案）」を、同年12月に「不正リスク対応基準」（仮称）の公開草案を公表し、不正による重要な虚偽表示のリスクに対応した監査手続を明確化するとともに、一定の場合には監査手続をより慎重に実施することを求めている³⁹。また、随所に職業的懐疑心についての言及があり、財務諸表監査の監査人は、監査の全局面において不正を意識していくことが必要となろう。

確かに、財務諸表監査において職業的懐疑心を発揮し、重要な虚偽表示につながる不正を発見できるよう、監査制度を見直していくことは必要である。しかし、その一方で、Ⅲで述べたとおり経営者主導の不正の場合には発見が難しいことは事実であり、現在の監査制度の枠組みの範囲内では、職業的懐疑心をもってしても重要な虚偽表示であるとの結論づけができない場合も出てくると思料される。そのような場合に、企業不正、そしてそれを原因とする重要な虚偽表示については、企業の取締役や監査役等と連携して防止・発見していくことが重要になると思われる。そこで、不正に対応した監査の基準、さらには会社法の改正など、ガバナンスのあり方についての今後の動向を注視していきたい。

【主要参考文献】

- Cohen, M.F. : *The Commission on Auditors' Responsibilities, The Commission on Auditors' Responsibilities : Report, Conclusions, and Recommendations.*, 1978. (鳥羽至英訳『財務諸表監査の基本的枠組み一見直しと勧告』(アメリカ公認会計士協会・監査人の責任委員会, コーエン委員会報告書)、白桃書房、1990年。)
- Bell, T.B., M.E. Peecher, and I.Solomon : *The 21st Century Public Company Audit – Conceptual Elements of KPMG's Global Audit Methodology*, KPMG International., 2005. (鳥羽至英・秋月信二・福川裕徳監訳、岡嶋 慶・鈴木孝則・永見 尊・林 隆敏・福川裕徳・前山政之・山崎秀彦訳『21世紀の公開会社監査』、国元書房、2010年。)
- Public Oversight Board : *The Panel on Audit Effectiveness, Report and Recommendations.*, 2000. (山浦久司監訳 児島 隆・小澤康裕共訳『公認会計士監査 米国POB〈現状分析と公益性向上のための勧告〉』、白桃書房、2001年。)
- Treadway : *National Commission on Fraudulent Financial Reporting, Report of the National Commission on Fraudulent Financial Reporting.*, 1987. (鳥羽至英・八田進二共訳『不正な財務報告一結論と勧告』(不正な財務報告全米委員会, トレッドウェイ委員会報告書)、白桃書房、1991年。)
- 企業会計審議会「監査基準の改訂について」、2002年1月25日
- 企業会計審議会監査部会「不正に対応した監査の基準の考え方(案)」、2012年9月25日
- 企業会計審議会監査部会「監査における不正リスク対応基準(仮称)の設定及び監査基準の改訂について(公開草案)」、2012年12月21日。
- 千代田邦夫「財務諸表監査の目的—財務諸表の適正性に関する意見の表明と財務諸表の重要な虚偽表示の発見との関係」千代田邦夫・鳥羽至英編『会計監査と企業統治』、中央経済社、3-50頁、2011年。
- 鳥羽至英訳「会計連続通牒第173号」鳥羽至英・村山徳五郎責任編集『SEC「会計連続通牒」2(1970年代(1))』、中央経済社、140-276頁、2000年。
- 鳥羽至英訳「会計連続通牒第292号」『SEC「会計連続通牒」4(1970年代(3)―1980年代)』鳥羽至英・村山徳五郎責任編集、中央経済社、259-347頁、2004年。
- 鳥羽至英『内部統制の理論と制度—執行・監督・監査の視点から』、国元書房、2007年。
- 鳥羽至英『財務諸表監査—制度と理論(基礎編)』、国元書房、2009年。
- 鳥羽至英『財務諸表監査—制度と理論(発展編)』、国元書房、2009年。
- 鳥羽至英「監査の失敗と監査上の懷疑主義」『商学研究科紀要』早稲田大学大学院第71号、1-19頁、2010年。
- 鳥羽至英「監査判断の懷疑主義的基礎の探求」『会計監査と企業統治』千代田邦夫・鳥羽至英編、中央経済社、87-135頁、2011年。
- 内藤文雄・松本祥尚・林 隆敏『国際監査基準の完全解説』、中央経済社、2010年。
- 内藤文雄『財務諸表監査の考え方[改訂版]』、税務経理協会、2011年。
- 内藤文雄「監査判断の現代的意義」『会計監査と企業統治』千代田邦夫・鳥羽至英編、中央経済社、137-190頁、2011年。
- 永見 尊訳「会計連続通牒第248号」『SEC「会計連続通牒」4(1970年代(3)―1980年代)』鳥羽至英・村山徳五郎責任編集、中央経済社、93-163頁、2004年。
- 永見 尊訳「会計連続通牒第285号」『SEC「会計連続通牒」4(1970年代(3)―1980年代)』鳥羽至英・村山徳五郎責任編集、中央経済社、185-218頁、2004年。
- 日本公認会計士協会、監査基準委員会報告書240「財務諸表監査における不正」2011年12月22日。
- 八田進二訳「会計連続通牒第153号」『SEC「会計連続通牒」2(1970年代(1))』鳥羽至英・村山徳五郎責任編集、中央経済社、11-31頁、2000年。
- 八田進二訳「会計連続通牒第153A号」『SEC「会計連続通牒」2(1970年代(1))』鳥羽至英・村山徳五郎責任編集、中央経済社、41-66頁、2000年。
- 八田進二訳「会計連続通牒第196号」『SEC「会計連続通牒」3(1970年代(2))』鳥羽至英・村山徳五郎責任編集、中央経済社、49-130頁、2002年。

町田祥弘・松本祥尚「不正に対する監査基準の現状と課題」『企業会計』第64巻第9号、133-141頁、2012年。
山浦久司『会計監査論（第5版）』、中央経済社、2008年。

注

- 1 監査基準委員会報告書は、不正を、不正な財務報告（いわゆる粉飾）と資産の流用に分類している（日本公認会計士協会、監査基準委員会報告書240「財務諸表監査における不正」2011年12月22日、第3項）。
- 2 なお、I、IIには贈賄工作、談合工作の指揮、総会屋に対する無償の利益供与などの違法行為も含まれる（鳥羽至英『財務諸表監査一制度と理論（基礎編）』、国元書房、2009年、62頁）。
- 3 監査基準委員会報告書においても、資産の流用においては、資産の紛失や正当な承認のない担保提供といった事実を隠ぺいするために記録又は証憑書類の偽造を伴うことが多いとの記述がある（日本公認会計士協会、監査基準委員会報告書240「財務諸表監査における不正」2011年12月22日、A5）。
- 4 鳥羽至英『財務諸表監査一制度と理論（基礎編）』、国元書房、2009年、63頁。
- 5 同上、70頁。
- 6 監査基準委員会報告書においても、「不正な財務報告であるか資産の流用であるかを問わず、不正は、不正を実行する『動機・プレッシャー』、『機会』及び不正行為に対する『姿勢・正当化』を伴って生じる」（日本公認会計士協会、監査基準委員会報告書240「財務諸表監査における不正」2011年12月22日、A1）との記述がある。
- 7 内部統制については、経営者の視点でとらえるか、株主の視点でとらえるかという論点があるが、ここでは内部統制を経営者の視点、すなわち経営者が企業内の組織を統治するしくみとして捉えている。
- 8 鳥羽至英『内部統制の理論と制度一執行・監督・監査の視点から』、国元書房、2007年、6-8頁。
- 9 この点については、鳥羽至英『財務諸表監査一制度と理論（発展編）』、国元書房、2009年、5-6頁に詳しい。
- 10 鳥羽至英『内部統制の理論と制度一執行・監督・監査の視点から』、国元書房、2007年、65頁。
- 11 ここでは、被監査会社によって作成されたものを内部証拠、外部の第三者によって作成されたものを外部証拠とする分類によっている。
- 12 千代田邦夫「財務諸表監査の目的」『会計監査と企業統治』千代田邦夫・鳥羽至英編、中央経済社、3-50頁、2011年、12-13頁。
- 13 鳥羽至英訳『財務諸表監査の基本的枠組み一見直しと勧告』（アメリカ公認会計士協会・監査人の責任委員会、コーエン委員会報告書）、白桃書房、1990年、69-70頁。
- 14 同上、72頁。
- 15 鳥羽至英「監査判断の懷疑主義的基礎の探求」『会計監査と企業統治』千代田邦夫・鳥羽至英編、中央経済社、87-135頁、2011年、116頁。
- 16 千代田、前掲論文、19-20頁。
- 17 鳥羽至英・八田進二共訳『不正な財務報告一結論と勧告』（不正な財務報告全米委員会、トレッドウェイ委員会報告書）、白桃書房、1991年、23頁。
- 18 同上、61頁。
- 19 千代田、前掲論文、24頁。
- 20 千代田、前掲論文、44頁。
- 21 千代田、前掲論文、44頁。
- 22 山浦久司監訳 児島 隆・小澤康裕共訳『公認会計士監査 米国POB〈現状分析と公益性向上のための勧告〉』、白桃書房、2001年、113頁。
- 23 同上、133-134頁。
- 24 千代田、前掲論文、45頁。
- 25 千代田、前掲論文、44頁。
- 26 町田祥弘・松本祥尚「不正に対する監査基準の現状と課題」『企業会計』第64巻第9号、133-141頁、2012

- 年、137-138頁。
- 27 同上、138頁。
- 28 企業会計審議会、監査基準 第二 一般基準の 3
- 29 企業会計審議会、『監査基準の改訂について』三 2 (3)、2002年 1月25日。
- 30 町田・松本、前掲論文、139頁。
- 31 日本公認会計士協会、監査基準委員会報告書（序）付録 2 №.139。
- 32 日本公認会計士協会、監査基準委員会報告書200 A17,19,20など。
- 33 町田・松本、前掲論文、139頁。
- 34 日本公認会計士協会、監査基準委員会報告書240 25。
- 35 町田・松本、前掲論文、138頁-139頁。
- 36 企業会計審議会監査部会「監査における不正リスク対応基準（仮称）の設定及び監査基準の改訂について（公開草案）」、2012年12月21日、二 4 (2)。
- 37 同上。
- 38 鳥羽至英「監査判断の懷疑主義的基礎の探求」『会計監査と企業統治』千代田邦夫・鳥羽至英編、中央経済社、87-135頁、2011年、115-116頁。
- 39 企業会計審議会監査部会「監査における不正リスク対応基準（仮称）の設定及び監査基準の改訂について（公開草案）」、2012年12月21日、二 1。

